

理事長 	副理事長 	常務理事 	事務局長 	課長 	係
---------	----------	----------	----------	--------	-------

8年度

No.1 2026.8.3 発行

熊本県歯 国保だより

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-4-15

TEL : 096-343-0419 FAX : 096-343-0421

【現加入者数：令和8年7月1日現在】

組合員数： 2,827 人

被保険者数： 4,098 人

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

70 歳以上の方の負担割合が更新になります

< 7 月末日 70 歳以上の方へ >

◇ 70 歳から 74 歳の方の医療費の窓口負担割合

判定基準	一部負担額の割合
同一世帯の歯科医師国保加入者の合計で課税標準額が 145 万円未満の場合	2 割
同一世帯の歯科医師国保加入者の合計で課税標準額が 145 万円以上の場合	3 割

令和8年7月22日に送付しました「[資格情報のお知らせ](#)」または「[資格確認書](#)」を使用してください。(有効期限：令和9年9月30日)

◇ マイナ保険証を登録済みの方

現在お持ちのマイナ保険証で引き続き医療機関を受診できます。最新の「[資格情報のお知らせ](#)」を送付しましたので、マイナ保険証を使用できない医療機関を受診される際に持参してください。

◇ マイナ保険証の登録がない方

最新の「[資格確認書](#)」を送付しましたので、現在お持ちの[資格確認書](#)はご自身で破棄して頂きますようお願いいたします。

国民健康保険限度額適用認定証の更新について

現在お使いの限度額適用認定証は有効期限が令和8年7月31日までです。

8月以降もご使用の場合は再度申請して頂き、発行が必要になります(申請書はHPよりダウンロード)。

※マイナ保険証をお持ちの方：限度額区分が設定されているため申請書の提出は不要です。

マイナ保険証で医療機関を受診してください。

※国民健康保険標準負担減額認定証も同様となります。

- 1 「国民健康保険限度額認定証」
(令和7年8月～) 緑色 ⇒ (令和8年8月～) クリーム色
- 2 「国民健康保険標準負担減額認定証」
(令和7年8月～) 水色 ⇒ (令和8年8月～) 緑色

※旧認定証はご自身で破棄して頂きますようお願いいたします。

国民健康保険特定疾病療養受療証の更新について

現在お使いの特定疾病療養受療証は有効期限が令和8年7月31日までです。7月中旬に新しい特定疾病療養受療証を送付しておりますので、ご確認ください。

新規で必要とされる下記の内容に該当するか被保険者の方は当組合宛にご連絡下さいますようお願いいたします。

～現在の対象疾病～

- ・ 人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
- ・ 血友病
- ・ 血液製剤による HIV 感染

上記該当者の方が申請対象者になります。

※旧認定証は8月以降にご自身で破棄して頂きますようお願いいたします。

【適用除外承認申請手続き中に医療機関にかかりたい！】

※以前加入していた健康保険が市町村国保の場合

お持ちの「マイナ保険証」または「資格確認書」を使用してください。

(市町村国保と組合でレセプトの振替調整を行います。)

適用除外承認証の提出後に組合から「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が届きましたら、市町村国保の資格喪失手続きをお願いします。

※以前加入していた健康保険が社保の場合

①自費で医療機関を受診する。

・パターン1：組合へ療養費を申請する。(申請書類は組合ホームページ掲載)

・パターン2：医療機関を受診した月に歯科医師国保の被保険者番号がわかるもの(「資格情報のお知らせ」「資格確認書」など)を医療機関に提出して返金処理を行う。
(医療機関により対応が異なりますので、医療機関にお尋ねください。)

②社保の保険証・マイナ保険証・資格確認書を使用して医療機関を受診し、後日、社保より喪失後受診の費用請求書が届いた場合

・パターン1：支払い後に組合へ療養費を申請する。(申請書類は組合ホームページ掲載)

・パターン2：社保へ歯科医師国保の被保険者番号を連絡し、社保と歯科医師国保でレセプトの振替調整を行う。

【マイナ保険証・資格確認書の氏名・住所変更】

マイナ保険証を利用して医療機関に表示される氏名・住所は、現時点で本組合に届出されているものになります。変更があった場合は「氏名変更届」、「住所変更届」の提出が必要です。

届を受理するまで情報が更新されませんのでご注意ください。(被保険者番号に変更はありません。)

※申請書類はホームページ掲載

県歯会 HP > 国保組合からのお知らせ > 各種届出

1.氏名変更届

2.住所変更届(乙種組合員)：従業員の方のみ

※**個人番号記載住民票**と共に提出してください。

※甲種組合員の方は県歯会への異動届の提出も必要になるため、県歯会へご連絡ください。必要書類をまとめて送付いたします。(添付書類：**世帯全体の個人番号記載住民票**)

甲種組合員：熊本県歯科医師会正会員の先生

乙種組合員：甲種組合員の医療機関に勤務している方

※退職した場合は資格喪失となります。**任意継続制度はありません。**

よくあるお問い合わせ

Q. 健康保険が歯科医師国保ではありませんが健康診断を受けても良いですか？

A. 熊本県歯科医師会主催の健康診断に関しては歯科医院にお勤めの方、ご家族どなたでも受診可能です。ただし、歯科医師国保からの補助はできませんので全額自己負担となります。

Q. 出産手当金がありますか？

A. 本組合に**出産手当金はありません**。出産育児一時金と産前産後保険料軽減のみとなります。全国歯科医師国民健康保険組合のホームページを見てお問い合わせをいただきますが、別団体となりますのでご注意ください。

(九州に全国歯科医師国民健康保険組合の支部はありません)

Q. 介護保険料はいつから徴収しますか？

A. 40歳の誕生日月から徴収を開始し、65歳の誕生日の前月まで組合で徴収します。(65歳の誕生日からは市町村での徴収となり、市町村から徴収について案内があります。)

保険料領収書の第2号保険者氏名欄も合わせてご確認ください。

Q. 限度額適用認定証の申請はどのように手続きをしたら良いですか？

A. 限度額適用認定証の申請が必要な方は、「資格確認書」をお持ちの方のみとなります。申請書をホームページからダウンロードし、組合へ提出してください。**マイナ保険証をお持ちの方は申請不要です。**

Q. 高額療養費の申請はどのように手続きをしたら良いですか？

A. 高額療養費に該当する方は組合から申請書を送付いたします。申請には領収書の写しが必要となるため、紛失されないように保管をお願いします。(レセプトを確認してからの申請書作成のため、医療機関を受診した月の2か月後以降となります)

高額療養費の自己負担限度額は世帯所得によって決まり、70歳未満と70歳以上で異なるため、ご自身の限度額区分について確認したい場合は、組合へお問い合わせください。(マイナポータルから確認することも可能です)

Q. 資格確認書はいつ発行されますか？(マイナ保険証をお持ちの方) 資格情報のお知らせは再発行できますか？

A. マイナ保険証をお持ちの方に資格確認書は発行されません。

資格情報のお知らせは再発行しませんので、必要な方はマイナポータルから資格情報をダウンロードしてお使いください。

『医療費通知』(令和8年1月～令和8年4月診療分)の送付

令和8年1月～令和8年4月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

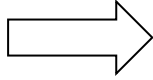
『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和8年5月分)の送付

5月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

県歯主催健康診断の補助について

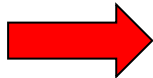
健診料金 1) 定期健診：11,000 円 2) 特定健診：8,393 円

甲種組合員
(県歯正会員)



自己負担はございません。

乙種組合員
(従業員)



申請用紙を HP からダウンロードしてご申請ください。
(補助金額:1人6,000円)

甲種配偶者

40 歳以上



健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額:5,000円)

40 歳未満



申請用紙を HP からダウンロードしてご申請ください。
(補助金額:5,000円)

甲・乙種家族

40 歳以上



健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額:5,000円)

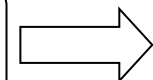
※40 歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

※健康診断補助金の振込は、県歯会より請求のあった健診料金の引落後(県歯会会費と一緒に引落し)となるため、例年 3 月中旬以降となります。

※「健診料の一部を負担」とは(甲・乙種家族 40 歳以上)

40 歳以上の方は特定健診の対象者であるため、組合で 5,000 円を負担します。(申請不要)
後日、県歯会より届く健診料の請求額は、負担分 5,000 円を差し引いた金額になります。

後期高齢組合員
(75 歳以上の
県歯正会員)



健康診断の自己負担はございません。
追加項目は補助対象外です。

県歯主催健康診断受診で

追加項目受診
被保険者全員



領収書(写)を添付の上、申請用紙を HP
からダウンロードして申請してください。
(全項目半額補助)

特定健診を必ず受診してください

自覚症状がないまま進行し忍び寄る生活習慣病。その前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するために、本組合では「特定健診」を実施しています。毎年の健診で自分の健康状態を知り、健康リスクを把握しましょう！

目標受診率（70％）を達成しましたが、目標受診率達成を維持し続けなければ国からの補助金が削減されることになり、結果的には保険料の更なる値上げにつながる可能性があります。甲種・乙種組合員、そのご家族など、対象者の方は全員受診しましょう！

特定健診でわかること

- 身長・体重・腹囲 → 肥満度・内臓脂肪の蓄積度
- 血圧 → 高血圧症
- LDL・HDL・中性脂肪 → 脂質異常症
- GOT・GPT・ γ -GTP → 肝機能
- 血糖・HbA1c・尿糖 → 糖尿病
- 尿酸・クレアチニン・尿蛋白 → 腎機能

※医師の判断で、貧血・心電図・眼底検査を実施することがあります。



対 象 者

年度内40歳～75歳未満の歯科医師国保組合に加入している方

- ・受診時に被保険者であること。
- ・昭和61年4月1日～昭和62年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診対象者です。

※ただし、妊娠婦や病院又は診療所に6ヶ月以上入院している方などは対象となりません。

健診日程・会場

本組合では、**県歯会主催の健康診断**で特定健診を実施しています。

健診日程・会場については、県歯会から別途お知らせしていますので、ご確認ください。

申込方法

健診機関から申込書が届きますので、直接お申込みください。